

「医療訴訟における医薬品添付文書 |

弁護士法人 杜協同法律事務所 弁護士 伊藤 敬文

相談者: 仙台杜協同クリニックの医師です。 しばらく前にある患者さんの診療を行った際、 学会の診療ガイドラインで推奨されている薬 剤の投与を考えました。念のため、当該薬剤の 医薬品添付文書(能書)を確認したところ、「原 則禁忌」と記載されており、対応に悩みました。 その患者さんは無事軽快されましたが、もし悪 い結果が生じていたら、トラブルになっていた かもしれません。添付文書が裁判でどのように 扱われているか知りたいです。

弁護士:せっかくなので、添付文書の法的 な位置付けから確認しましょう。

医薬品1)は、これに添付する文書等に、当該 医薬品に関する最新の論文その他により得ら れた知見に基づき、用法、用量その他使用及び 取扱い上の必要な注意等を記載しなければな らない(医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律第52条2項) とされており、この規定に基づいて記載されて いるのが添付文書です。

なお、添付文書の記載内容は、従前は平成9 年4月25日の厚生省薬務局長通知「医療用医 薬品添付文書の記載要領について」によって 運用されていましたが、現在は2)平成29年6月

8日の厚生労働省医薬・生活衛生局長涌知 「医療用医薬品の添付文書等の記載要領につ いて |によって運用されており、これにより平 成9年通知は廃止されています。平成29年通 知では、記載項目として「特定の背景を有する 患者に関する注意」が設けられ、これに伴い 「原則禁忌 |「慎重投与 |等の項目は廃止されま した。先生の症例は、改訂前の平成9年通知に 基づく記載のようですね。

弁護士:添付文書については、医師の過失 (注意義務違反)との関係を示した重要な判例 (最判平成8年1月23日)があります。同判決 は、「医薬品の添付文書(能書)の記載事項は、 当該医薬品の危険性(副作用等)につき最も高 度な情報を有している製造業者又は輸入販売 業者が、投与を受ける患者の安全を確保する ために、これを使用する医師等に対して必要な 情報を提供する目的で記載するものであるか ら、医師が医薬品を使用するに当たって文書 に記載された使用上の注意事項に従わず、そ れによって医療事故が発生した場合には、こ れに従わなかったことにつき特段の合理的理 由がない限り、当該医師の過失(注意義務違

医療と法律O&A

反)が推定される」と判示しています。

上記判例の事案は、腰椎麻酔剤として使用されたペルカミンSの添付文書に、使用上の注意事項として注入後10~15分まで2分間隔で血圧を測定すべきとの記載があったところ、担当医師が5分間隔での測定を指示したというもので、2分間隔で測定することが容易で、これによる不都合もなかったため、結論としても医師の過失が認められました。

相談者 :添付文書の記載に従わないと、過 失が推定されてしまうんですか。

私も、医薬品の使用に当たって、主に用法・ 用量や絶対的禁忌や重篤な副作用などを確認 するため、添付文書の記載は確認するようにし ていますが、そもそも添付文書は、製造業者や 輸入販売業者が責任を問われないようにする ために、少しでも危険があれば使用上の注意 事項として記載するものという認識を持って おり、その記載に従っていたら重症患者等に 使用する薬がなくなってしまいますよ。

弁護士:医師の立場から、先生のような批判が強いことは承知しています。しかし、その後の裁判において、上記判例に依拠した判断が多数なされていることを踏まえると、まずは添付文書の記載に反する処方は避けるという原則は押さえていただく必要があります。

もっとも、臨床の現場において、緊急性や合併症等の状況によっては、添付文書に反する処方がなされていることもあると伺っています。上記判例のいう推定は事実上の推定ですので、添付文書の記載に従わなかったことに

つき「特段の合理的理由」があることを医師側 において主張・立証することによって、推定が 覆り得るものです。

したがって、仮に添付文書の記載に反する 医療行為をする場合には、「特段の合理的理 由」の主張・立証に備え、その理由を十分検討 することが必要であり、その内容及び結論を 記録に残しておくべきだと考えます。

相談者: なるほど。判例がいう「特段の合理的理由」というのは、例えばどんなものですか。

弁護士: 医薬品に対する評価の変化などにより添付文書の記載が合理性を有していないこと、投与を受ける患者の個体差、病態の程度(救命可能性を最優先する場合)等が考えられます。

相談者:冒頭に申し上げた私の症例では、添付文書上は「原則禁忌」とされている薬剤が、学会の診療ガイドラインでは推奨されていました。当該薬剤を投与した場合、どのような判断になるのですか。

弁護士:診療ガイドラインの内容はおのおの異なりますが、一般的には、専門家による委員会を組織して、多数の論文のエビデンスレベルを検討して一定の基準をまとめたものとして、信用性は高いものと考えられており、医療訴訟においても、医療水準(第12回参照)を知るための有力な証拠として位置付けられます。

そのため、診療ガイドラインにおいて推奨される医療行為であれば、添付文書の記載に反

医療と法律O&A

していた場合でも、上記判例のいう「特段の合理的理由」を裏付ける有力な証拠になり得ると考えられます。実際に、添付文書の記載と診療ガイドラインの内容が異なる場合に、診療ガイドラインに従った医療行為を行ったことについて、医療水準に沿った合理的な理由に基づくものであるとして、(「特段の合理的理由」があるものとして)添付文書の記載をもとに医師の過失を推定することはできないとした裁判例(大阪地判平成25年2月27日)があります。

もちろん診療ガイドラインの内容や、推奨の 程度、患者さんの状態その他の個別事情に よって異なり得ますので、結論のみで診療ガイ ドラインが優先するといった判断ができない ことは言うまでもありません。

◆ このQ&Aから何を学ぶか ◆

- ①添付文書の記載に反する処方は避ける。
- ②仮に添付文書の記載に反する医療行為をする場合には、その理由を十分検討し、その内容及び結論を記録に残す。
- 1)正確には、「要指導医薬品、一般用医薬品その他の厚生労働省令で定める医薬品」とさだめられている。
- 2) 平成29年通知では、平成31年4月1日時点で既に承認されている医薬品の添付文書及び承認申請中の医薬品の添付文書は、平成36年(令和6年)3月31日までに平成29年通知に基づいた改訂を行うこととされている。